

別記 1

「ふくしまの未来を育む森と住まいのポイント事業」 交換商品提供事業者募集要領

1 趣 旨

県は、森林環境の保全と再生を推進するとともに、住宅産業をはじめ地域経済の活性化に寄与するため、県産木材を使用して木造住宅の建設等を行う建築主に対して、県産農林水産物等と交換可能なポイントを交付する「ふくしまの未来を育む森と住まいのポイント事業」（以下「本事業」という。）を行います。

この要領は、本事業において交付されるポイントと交換する商品（以下「商品」という。）を提供する事業者（以下「提供事業者」という。）を募集するために必要な事項を定めるものです。

2 事業概要

（1）ポイント交付額（※1ポイント＝1円相当）

県産木材の使用など一定の要件を満たして木造住宅の建設を行う建築主にポイントを交付します。（総額4,980万ポイント）

- ① 県産木材使用量 4 m³以上 8 m³未満・・・20万ポイント/棟
- ② 県産木材使用量 8 m³以上15 m³未満・・・30万ポイント/棟
- ③ 県産木材使用量15 m³以上20 m³未満・・・40万ポイント/棟
- ④ 県産木材使用量20 m³以上・・・50万ポイント/棟
- ⑤ 上記①～④に加え、森林認証材を一定量使用している場合、1棟あたり10万ポイントを加算

（2）交換商品

ポイントと交換する商品は、次のとおりとします。

- ① 県産品（農林水産物・加工食品・木材製品・工芸品・その他）
- ② 商品券（全国型・地域型）

（3）交換商品の選択条件

商品券との交換は、交付ポイント全体の50%を上限とします。

（4）ポイント交換の流れ（別紙1参照）

- ① ポイント交換業務は、福島県木材協同組合連合会（以下「事務局」という。）及び事務局が当該業務を委託した者（以下「事務受託者」という。）が行います。
- ② 事務受託者は、建築主からの交換申請を受けて商品発注書等を作成し、提供事業者にもメールで発注します。
- ③ 提供事業者は、建築主に商品を発送後、事務局にその代金を請求し、事務局は、提供事業者の口座に入金します。

（5）交換商品の紹介方法

事務局のホームページ上に提供事業者の商品紹介ホームページへのリンクを

設定し、商品を開覧できる環境を整備します。

3 募集内容

本事業においては、次の商品を提供いただける事業者を募集します。

(1) 県産品

県内に営業所等を有する事業者が扱う商品（県内で生産・水揚げ・加工又は製造された次の商品等）を対象とします。

- ① 農林水産物（米、果物、野菜、きのこ、魚、海藻、食肉、鶏卵等）
- ② 加工食品（漬け物、ハム、チーズ、干物、果実飲料、調味料、麺類、菓子類等）
- ③ 木材製品（玩具、日用品、家具、建具等）
- ④ 工芸品（染織物、陶磁器、漆器等）
- ⑤ その他（酒類、電気製品、緑化木等 上記①～④以外の商品）

(2) 商品券

本要領4募集要件（2）の④又は⑤の規定により発行される次の商品券を対象とします。

- ① 全国型商品券
全国共通商品券、図書券、旅行券、プリペイドカード、お米券、たまご券、お肉券、すし券、くだもの券、お花券等
- ② 地域型商品券
商店街振興の商品券など、地域・中小企業型の商品券

4 募集要件

提供事業者は、次の要件をすべて満たす必要があります。

(1) 県産品の提供事業者

- ① 商品を扱う営業所又は店舗の所在地が県内にあること。
- ② 企業又は法人格を有する団体、その他これに準ずる団体であること。
- ③ 商品のポイント（商品の提供に必要な費用）を適切に設定できること。
- ④ 商品をホームページで紹介できること。
- ⑤ 別紙1「ポイントと商品との交換方法」に基づき、交換を行えること。
（注1）その他これに準ずる団体は、定款・これに準ずる規約、役員名簿、決算書類、事業報告書が整備されていること。
（注2）提供事業者は、特定の政治的若しくは宗教的な活動に関わる者又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に該当する者でないこと。

(2) 商品券の提供事業者

- ① 商品のポイント（商品の提供に必要な費用）を適切に設定できること。
- ② 商品をホームページで紹介できること。
- ③ 別紙1「ポイントと商品との交換方法」に基づき、交換を行えること。
- ④ 全国型商品券の場合は、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第7条の登録を受けて発行する第三者発行型前払式支払手段（同法第3条第5項に規定）であること。

- ⑤ 地域型商品券の場合は、商工会、商工会議所、事業協同組合、商店街振興組合（それらの連合会を含む。）若しくはこれらに類する者（法人格のない団体を含む）又は中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業であって、以下のいずれかの要件を満たす商品券であること。
- 1) 上記④の「第三者発行型前払式支払手段」であること。
 - 2) 発行者以外の第三者に対しても使用することができる商品券であって、提供事業者が国又は地方公共団体から商品券の発行について資金面の支援を受けているか、国又は地方公共団体からの推薦を得ていることにより、当該商品券の安定的な供給の確保が図られていると認められるものであること。
- （注1）「第三者発行型前払式支払手段」であっても、使用範囲が1社（子会社等は1社に含みます。）の店舗に限定される商品券は、対象となりません。
- （注2）射幸心を煽る又は青少年の健全な育成に影響を及ぼすサービス等に専ら交換する商品券である場合は、対象となりません。
- （注3）対価性なく発行されるいわゆるポイントカード等は、対象となりません。
- （注4）発行者自身が提供事業者として申請することが必要です。
- （注5）建築主への受渡し方法は、配送・郵送による商品券とし、別途手続きが生じる電子商品券等は、申請者の利便性に配慮し、対象となりません。

5 募集期間

令和6年4月22日（月）～令和6年5月17日（金）（必着）

6 申請方法等

（1）申請書類

- ①（様式A）交換商品提供事業者登録申請書
- ②（様式B）交換商品リスト
- ③（様式C）表明・確約書 ※県産品の提供事業者のみ
- ④（様式D）役員等名簿 ※県産品の提供事業者のみ
- ⑤ 添付書類

別紙2，3「申請書類チェックシート」に記載のとおり。

（2）申請書類の作成手順

- ① 募集要件に合致していることを確認する。
- ② 別紙「申請書類チェックシート」により必要書類を確認する。
- ③ 申請用紙を入手する。（以下の事務局ホームページからダウンロード）
- ④ 商品名等の設定
50文字以内で名称・数量など、商品を概ね特定できる商品名を付すこと。

⑤ ポイント数の設定

1) 商品毎に次の設定条件によりポイント数を設定すること。

設定単位： 100 ポイント

上 限： 200,000 ポイント（商品券は、100,000 ポイント）

下 限： 1,000 ポイント

2) ポイント数には、建築主への商品発送等に必要な経費（配送料、消費税、その他手数料等）を含むこと。

なお、商品の発送先（建築主の住所地）は、県内のみとなります。

⑥ ホームページの作成

1) 商品を紹介するためのホームページを作成すること。

2) ホームページには、以下の内容を必ず掲載すること。

ア 本事業名（ふくしまの未来を育む森と住まいのポイント事業）

イ 商品コード、商品名、ポイント数、商品の内容・数量・サイズ等

ウ 提供事業者の名称・問合せ先

エ 商品に関する注意事項（受注生産である場合の納期等）

※商品写真や説明等を掲載するなど、選びやすさとトラブル防止等を考慮すること。

⑦ 別紙「申請書類チェックシート」により申請書類を取りまとめる。

(3) 申請方法

郵送又は持参により提出してください。

なお、様式A・Bについては、データ処理を行うため、原本の提出に加えて、電子データを以下のアドレスへ送信してください。

提出先	: 福島県木材協同組合連合会 宛
住所	: 〒960-8043 福島市中町5-18（林業会館2階）
メールアドレス	: ecopoint@fmokuren.jp
電話番号	: 024-523-3307
ホームページ	: http://www.fmokuren.jp

「福島県木連 交換商品の提供者募集」で検索

7 提供事業者の決定

事務局は、申請書類を審査した後、申請のあった事業者を選考結果を通知します。

8 登録の継続及び廃止

事業者より登録廃止の届け出がない限り、登録を自動継続しますので、登録を廃止する場合は「（様式E）交換商品提供事業者登録の廃止届」により速やかに届け出てください。

9 提供事業者の登録内容の変更

各様式の記載内容（事業者名（社名）、代表者名、役員等）に変更が生じた場合は速やかに各様式、チェックシート及び登記簿謄本など知事が必要とする書類を提出してください。

ポイントと商品との交換方法

「ふくしまの未来を育む森と住まいのポイント事業」（以下「本事業」という。）において、ポイント交換業務を行う福島県木材協同組合連合会（以下「事務局」という。）及び商品の提供事業者は、以下の方法により交換業務を行うものとする。

なお、事務局は当該業務の一部を委託することができる。

1 提供事業者の遵守事項

- (1) 提供する商品について、受注情報や送付先管理、納品、受注確認等の事務を適切に行うこと。
- (2) 提供事業者の責任において商品を建築主に提供すること。
- (3) 商品の品質については、すべて提供事業者が責任を負うこと。
- (4) 商品に関する紛争（品質不良、瑕疵、運送中の破損、数量不足、品違い等を原因とする紛争）については、提供事業者の責任において解決すること。
- (5) 本事業の実施に伴い事務局から取得した個人情報交換業務以外の目的で使用しないこと。
- (6) 提供事業者が代金が支払われた後に、商品交換につき不正行為が行われていることが発覚し、かつ、提供事業者が当該不正行為の事実を知り又は重大な過失により知らなかったことが判明した場合は、提供事業者は当該不正行為に係る交換商品代金相当額を事務局に返還すること。

2 発注の方法

- (1) 事務局から事務を受託した者（以下「事務受託者」という。）は、交換申請の受理後、申請日から起算して10日間を目安に、提供事業者毎にまとめて発注することができる。
- (2) 事務受託者は、発注情報（事業者名、商品名、商品コード、数量、ポイント数、申請者番号、申請者名、申請者住所）を Excel ファイルに入力し、個人情報保護のため、当該ファイルに読み取りパスワードを設定する。
- (3) 事務受託者は、上記のパスワードを提供事業者にメールで知らせる。
- (4) 事務受託者は、上記のパスワード付き Excel ファイルを提供事業者にメールし、発注とする。
- (5) メールを送信先は、「交換商品提供事業者登録申請書」に記載されたメールアドレスとする。
- (6) 事務受託者は、本事業専用のメールアドレスを使用する。

3 受注の方法

- (1) 提供事業者は、パスワード付き Excel ファイルを開き、発注情報を確認する。
- (2) 提供事業者は、受注の可否を7日以内にメールで事務受託者へ返信する。
ただし、令和7年2月21日以降に発注を受けた場合は、2日以内とする。
- (3) 提供事業者は、受注可能な場合、速やかに建築主へ商品を発送する。
- (4) 事務局は、受注できない旨の返信又は提供事業者による商品発送が困難と判断し

た場合、建築主に対し、他の商品を選ぶよう連絡する。

- (5) その他、提供事業者自らが、これら以外の受発注の方法を希望する場合は、提供事業者の提案をもって別途協議を行うこととし、その導入によって生じる費用は提供事業者の負担とする。

4 支払い条件と方法

- (1) 提供事業者は、商品の発送後、月締めで請求書を事務受託者へ送付する。
なお、商品の到着確認は、提供事業者の責務とする。
- (2) 請求書に添付すべき書類は、発送完了が確認できるものとする。
〔例示〕①「申請者番号、運送会社名、送り状番号」を記したもの
②「発送伝票の写し」
③「受領書等の写し」
④その他、確認できる書類がある場合、別途協議を行うことができる。
- (3) 請求書は、代表者の押印があるものとする。なお、様式は特に定めない。
- (4) 事務受託者は請求書等の内容確認後、事務局に送付し、入金を依頼する。
- (5) 事務局は、請求書等を確認後14日以内に提供事業者の指定口座に入金する。
- (6) 振り込み手数料は、事務局が負担する。

5 年度末における交換商品の発送期限等

- (1) 【建築主】ポイント交換申請期限・・・令和7年2月21日(金)
- (2) 【事務受託者】提供事業者への発注期限・・・令和7年2月28日(金)
- (3) 【提供事業者】交換商品の発送期限・・・令和7年3月7日(金)
請求書の提出期限・・・令和7年3月14日(金)

6 その他

上記に定めのない事項は、事務局、事務受託者及び提供事業者が協議の上解決に当たるものとする。